

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第二十条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(調剤録の記入事項)</p> <p>第十六条 法第二十八条第二項の規定により調剤録に記入しなければならぬ事項は、次のとおりとする。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなった場合は、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項のみ記入することとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 調剤並びに情報の提供及び指導を行った年月日</p> <p>四 (略)</p> <p>五 調剤並びに情報の提供及び指導を行った薬剤師の氏名</p> <p>六 情報の提供及び指導の内容の要点</p> <p>七・十 (略)</p>	<p>(調剤録の記入事項)</p> <p>第十六条 法第二十八条第二項の規定により調剤録に記入しなければならぬ事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 調剤年月日</p> <p>四 (略)</p> <p>五 調剤した薬剤師の氏名</p> <p>六 (新設)</p> <p>六・九 (略)</p>